

令和 2 年 1 1 月

## 射水市議会臨時会議案説明書



議案第 73 号

令和 2 年度射水市一般会計補正予算（第 7 号）

以上 1 議案については、別途説明につき説明省略

## 議案第74号

射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について

(説明)

人事院勧告等の内容に準拠し、本市職員等の期末手当について所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

#### (1) 令和2年度の公民較差の解消

ア 一般職員(特定管理職員)の期末手当の年間支給月数を0.05月分引下げ(第1条及び第2条関係)

区 分	6月期	12月期	計
本年度【改定後】	1.3月 (1.1月)	1.25月 (1.05月)	2.55月 (2.15月)
令和3年度以降	1.275月 (1.075月)	1.275月 (1.075月)	2.55月 (2.15月)

イ 議会の議長、副議長及び議員並びに市長、副市長及び教育長並びに特定任期付職員の期末手当の年間支給月数を0.05月分引下げ(第3条から第8条まで関係)

区 分	6月期	12月期	計
本年度【改定後】	1.7月	1.65月	3.35月
令和3年度以降	1.675月	1.675月	3.35月

### 2 関連条例

- (1) 射水市職員の給与に関する条例
- (2) 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- (3) 射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例
- (4) 射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

### 3 施行期日

条例公布の日。ただし、令和3年度以降の規定(第2条、第4条、第6条及び第8条)については、令和3年4月1日。

報告第 1 4 号

専決処分の報告について

( 説 明 )

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
4	令和2年10月16日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 1,200,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 高岡市在住1名 3 事由 救急出動中における物損事故 発生日 令和2年7月31日 場 所 高岡市角地内